

申請にあたっての注意事項

—申請前にご確認ください—



受付方法変更のお知らせ

申請の方法が変わりました！

- ✉ 申請書類の提出は“E-mail”での送付をお願いします
- ✉ 提出書類には指定のファイル名やファイル形式があります

※詳しくは公募要領の「申請方法、提出先」をご確認ください

改修区分追加のお知らせ

新たに窓のみ改修が可能な「窓断」申請が追加されました！

※詳しくは公募要領の「窓断熱について」をご確認ください

- ◆補助金の申請をされる前に、必ず知っておいていただきたい**5つの事例**をまとめました。
- ◆間違いがあった場合、**補助金を受け取れません**ので必ずご確認をお願いいたします。

よくある間違い ①

交付決定日より前の日付で、契約・発注・着工等をしてしまうケース

交付決定日以前の「契約・発注・着工等」は補助金の交付対象とはなりません。工事の契約や発注・着工は交付決定通知に記載されている交付決定日以降に行ってください。

また、申請前にすでに工事が終わっていたり、納品・支払いが済んでいる事業も補助金交付の対象外となります。

よくある間違い ②

改修する住宅の所有者(居住者)が申請者でないケース

申請者は改修する住宅の所有者で、その住宅に居住している必要があります（賃貸は除く）。

また、補助金は申請者に振り込まれますので、所有者(所有予定者)、居住者(居住予定者)、領収書の宛先(工事代金の支払者)、補助金の振込先口座名義は、全て同一となっている必要があります。

申請者は、**所有者** = **居住者** = **領収書の宛先** = **振込先口座名義** 全て同一としてください。

交付申請時にご確認ください

実績報告時にご確認ください

よくある間違い ③

提出図面が足りないケース

改修を行う改修区分、補助対象製品によって、ご提出いただく図面が異なります。
適切な審査を行うため、公募要領にて必要な建築図面のご確認、ご提出をお願いいたします。

よくある間違い ④ 交付決定後

出荷証明書を環境共創イニシアチブ(以下S I I)の指定フォーマットで発行できないケース

工事・支払いが完了した後は、実施の確認・審査を行うため「実績報告書」をご提出いただきます。その「実績報告書」の提出書類の中に「出荷証明書」がありますが、こちらはSII指定のフォーマットで作成をお願いしています。
工事開始後に、SII指定のフォーマットでは販売業者が「出荷証明書」を発行できなかったという事例もありますので、必ず事前のご確認をお願いいたします。

よくある間違い ⑤ 交付決定後

着工前写真の撮り忘れや、交付決定番号を入れずに撮影してしまうケース

工事が正しく実施されていることを示すため、着工前と改修後のそれぞれを撮影した写真が必要となります。
特に着工前の写真では、交付決定日より前に着工していないことを証明いただくことが重要です。
写真を撮影する際は、必ず**交付決定番号**を記載したボード等を含めて撮影をお願いいたします。

? 着工前写真とは…

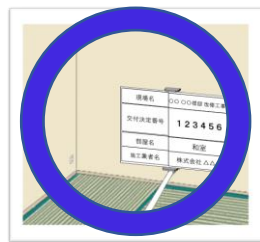
内装や内壁を解体・撤去する前の状態を、カラーで撮影した写真をさします。



内装の壁紙が剥がされて解体に着手している



交付決定番号が分かるボード等が入っていない



改修部位・交付決定番号が鮮明に確認でき、工事を着工していない

気をつけるポイント！

交付決定番号が判別できるようにボード等を写しこみましょう。
もしボード等の文字が読みづらい場合は、拡大した写真や別のアングルで撮影した写真をご用意ください。

★詳細につきましては、公募要領のご確認をお願いいたします。

ご心配なこと、不明点などお気軽にお問合せください

sii

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
次世代省エネ建材の実証支援事業

☎ 03-5565-3110

【受付時間】 平日10時～17時 ※通話料がかかります。
<https://sii.or.jp/meti.material04/>